

インフルエンサー活用プロモーション業務委託について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）3月3日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名

インフルエンサー活用プロモーション業務委託

(2) 業務内容

「インフルエンサー活用プロモーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

ただし、当該業務に係る「令和8年度福山市当初予算」が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

2 提案上限額

14,000,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 履行までに要する一切の経費を含む。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないものであること。

4 評価基準・評価項目

別表「インフルエンサー活用プロモーション業務委託に係る企画書等評価基準及び採点表」に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

インフルエンサー活用プロモーション業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

福山市市長公室情報発信課

電話：084-928-1135（直通）

FAX：084-931-2056

E-mail：brand@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公 告	2026年（令和8年）3月3日（火）
質問書受付期間	公告の日から同年3月13日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	同年3月17日（火） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ) に掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年3月17日（火）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	同年3月18日（水）
企画提案書の受付期間	同年3月18日（水）から同年3月27日（金） 午後5時まで
一次審査（書面審査）	同年4月3日（金）※参加者が3者を超える場合
一次審査結果通知	同年4月6日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	同年4月8日（水）午後
二次審査結果通知	同年4月10日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）3月17日（火）まで

イ 配付場所

福山市ホームページからダウンロードすること。（個別の配布は行わない。）

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は評価委員会の決するところによる。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の提案上限額を超えた参考見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

インフルエンサー活用プロモーション業務委託プロポーザル実施要領に定めるところによる。